

# 青森市有料老人ホーム設置運営指導指針 の改正等について

青森市 福祉部 介護保険課

令和6年度 介護サービス事業者等集団指導

## 1 有料老人ホーム設置に関する留意事項

### ○有料老人ホームを新しく設置される方または建物の改築をされる方へ

#### 事前協議について

- ・新しく有料老人ホームを設置しようとする時、または建物の改築をする時は、工事を着工する前に必ず介護保険課事業者チームと事前協議（平面図の確認等）をすること。

### ○有料老人ホーム設置者の方へ

#### 定期報告について

- ・毎年7月1日時点での有料老人ホームの現況報告書に関する書類を提出すること。  
提出書類の様式は青森市ホームページに掲載しています。様式2（重要事項説明書）は今年度改正されていますので、必ず新しい様式を使用すること。
- ・提出期限は毎年7月31日です。

#### 変更届について

- ・届出した事項のうち、施設の名称や設置者の氏名等、「青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱」第11条に掲げた事項について変更が生じた場合は、変更の日から1月以内に、有料老人ホーム変更届を必ず提出すること。

※必要となる協議、届出については、「青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱」を確認してください。

有料老人ホームの設置にあたっては、「青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に定める要件を満たしているか確認してください。

定期報告の提出方法は、持参または郵送としていますが、重要事項説明書（様式2）および情報開示等一覧表（様式3）はホームページへ掲載しますので、必ず電子メールでも提出してください。

変更届の他、それに伴い重要事項説明書が変更となる場合は、あわせて提出してください。

## 2 青森市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

### ○趣旨

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」の一部改正（最終改正令和6年12月6日付け老発1206第2号厚生労働省老健局長通知）に伴い、青森市内における有料老人ホームの設置運営に関する基準を定めた「青森市有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正を行いました。

### ○主な改正点

#### 1 令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築や新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、青森市有料老人ホーム設置運営指導指針においても同様の見直しを行いました。

#### 【主な改正内容】

- ・医療機関等との連携における、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- ・入居者が医療機関を退院した際、再度、速やかに入居できるよう努めること。
- ・やむを得ず身体的拘束を行う場合の、理由、組織での検討、記録に係る規定の明確化。  
など

入居者の居住の安定を確保する観点から、国の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に基づく改正を行いました。

改正後の指針については、青森市ホームページから内容を確認し、指針に基づく対応等をお願いします。

## 2 青森市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について（続き）

### 2 既存建築物等の活用の場合等の特例

平成30年に改正された建築基準法に倣い、既存の住宅等（延べ面積を200㎡未満かつ階数3階以下）を有料老人ホームとして利用する場合は、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととしました。

### 3 高齢者向け住まいへの入居希望者への情報提供等を行う事業者との委託契約に関する留意事項の追加

留意事項として、下記項目を追加しました。

- 入居希望者の介護度や医療の必要度の個人の状況や個人の属性に応じて手数料を設定しないこと。
- 高額な利用料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。
- 情報提供等事業者の選定にあたり、情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容、手数料の有無等についてあらかじめ把握することが望ましいこと。
- 「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

### 3 重要事項説明書について

#### ○様式変更について

青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱の改正に伴い、様式第2号の「有料老人ホーム重要事項説明書」の様式が変更となりました。  
主な追加項目は以下のとおりです。

- ①「4. サービスの内容（介護サービスの内容）」の箇所
  - ・高齢者施設等感染対策向上加算
  - ・新興感染症等施設医療費
  - ・生産性向上推進体制加算
  - ・介護職員等処遇改善加算
- ②「4. サービスの内容（医療連携の内容）」の箇所
  - ・新興感染症発生時に連携する医療機関
- ③「10. その他」の箇所
  - ・高齢者虐待防止のための取組の状況  
（委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施等の有無）
  - ・身体的拘束等の取組の状況  
（委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施等の有無）
  - ・業務継続計画の策定状況等  
（感染症、非常災害に関する業務継続計画、職員への周知、定期的な研修、訓練の実施、定期的な見直しの有無）

今後、入居される方への説明、同意については、新たな重要事項説明書を用い、説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行ってください。

また、すでに入居されているかたへの重要事項説明書の変更に伴う説明、署名については、変更部分のみを要約した資料等を用いて説明する方法でも構いません。

今後、現況報告等を提出する際は、改正後の重要事項説明書を使用してください。

## 4 関連データ等掲載箇所

改正後の指針等については、青森市ホームページに掲載しています。

◆ 青森市ホームページ (<http://www.city.aomori.aomori.jp>)

トップページ > 産業・雇用 > 事業者のかたへ > 福祉・健康 > 福祉・介護事業者 > 高齢福祉・介護サービス事業 > 事業者へのお知らせ・各種資料（高齢福祉・介護サービス事業） > 青森市内有料老人ホームの設置者・設置予定者のかたへ（新規届出・変更・廃止等手続）